

議案第177号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成25年9月24日提出

大津市長 越 直 美

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「災害派遣手当の額は」を「前項の災害派遣手当の額は」に改める。

第18条の5を第18条の6とする。

第18条の4第2項中「前条第2項」を「第18条の3第2項」に改め、同条を第18条の5とし、第18条の3の次に次の1条を加える。

第18条の4 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。

2 前項の災害派遣手当の額は、災害派遣手当の額の基準（平成25年内閣府告示第204号）に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

